

児童館における一時預かり事業の実施について

児童館は、令和4年度より子どもの居場所・交流等の基本機能に加え、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化した新たな機能を備えた児童館とする。

地域の子育て支援づくりを推進するとともに、地域の子育てに関する団体の育成活動が円滑に実施できるよう支援していく。

現在、2団体が一時預かり活動を行っており、その支援を継続していくとともに、さらなる乳幼児親子支援のため、乳幼児親子にとって身近な施設において、当日利用枠も設定した一時預かり事業を行う。運営は、事業者に委託することとし、以下のとおり事業者を募集する。

1 事業概要

- (1) 開設期間 10月下旬から1月下旬（3か月）
- (2) 実施日 平日（月～金曜日）の1日及び土曜日 週2日
- (3) 実施場所 南中野児童館
- (4) 利用対象者 区内に在住する満1歳から6歳（就学前の乳幼児）
- (5) 利用定員 4人（1人分を当日利用可能枠とする）
- (6) 利用時間 10時から16時の3時間以内
- (7) 利用料金 1時間につき800円

2 令和4年度の事業実施について

当該事業の利用者の声も踏まえ、保育園における「一時保育事業」とともに、一時保育事業全体の考え方をとりまとめ、令和4年度の事業実施の内容を検討する。

3 スケジュール

令和3年 9月	事業者公募（競争入札）・選定
10月中旬	予約受付開始
10月下旬から1月下旬	事業実施